

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	2	府 省 庁 名 国 土 交 通 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	自動二輪車駐車場整備促進に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>道路交通法に定める大型自動二輪車又は普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。）の駐車のための駐車場法に定める路外駐車場（地下又は複数の階に設けられるものに限る。）で、同法に基づく届出がなされたもの（駐車場整備計画において主要な路外駐車場として位置づけられたものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣が認定した基本計画において事業計画概要が定められたもの（駐車場法第20条及び第20条の2に基づく条例で定めるところにより設置されたものを除く。）の用に供する家屋を平成23年3月31日までの間に取得した場合における、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税及び固定資産税の課税標準を軽減する措置を廃止する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>①不動産取得税 当該家屋の価格の6分の1に相当する額を課税標準から控除する。</p> <p>②固定資産税 新たに課せられることとなった年度から3か年度分の当該家屋に係る課税標準となるべき価格を、8分の7に軽減する。</p>	
関係条文	<p>・不動産取得税：地方税法附則第11条第2項</p> <p>・固定資産税：地方税法附則第15条第5項</p>	
増収見込額	0 (0) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>自動二輪車の使用者が増加する一方、自動二輪車駐車場が不足している状況にあることを踏まえ、自動二輪車の駐車スペースの確保を図るため、平成18年に駐車場法の一部改正を行い、自動車の定義に自動二輪車を含めることとしたが、自動二輪車駐車場の設置は、その駐車需要に比して依然として進捗していない状況にあるため、平成19年度より上記特例措置が創設され（2年間）、平成21年度から2年間、特例措置の延長が認められたところである。</p> <p>平成18年の駐車場法一部改正を受けて、地方公共団体における自動二輪車も含めた駐車場整備計画の策定、デッドスペースを活用した既存四輪駐車場や自転車駐車場への自動二輪車の受入れ等の取組が行われているところであるが、民間事業者等における特例措置要件に該当した自動二輪車駐車場の設置は、①自動二輪車のための駐車場、②中心市街地活性化法に基づく認定基本計画への位置付け、③複数階又は地下での設置、という要件のいずれをも満たすことが必要なため未だ適用実績がなく、期限切れとなる今年度においても適用が見込み難い状況にあり、特例措置を来年度以降存続させる必要性は低いと考えられることから、特例措置については今年度末までをもって廃止することとする。</p>	
ページ	2—1	